

令和 5 年 2 月 9 日

(件名)

裾野市内の私立「さくら保育園」を運営する
社会福祉法人桜愛会に対する改善勧告について

(健康福祉部福祉長寿局福祉指導課)

静岡県は、社会福祉法人桜愛会に対して、児童福祉法第46条第1項に基づき、特別指導監査を実施してきたが、静岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び同規則に抵触する事実が認められたため、令和5年2月9日付けで児童福祉法第46条第3項に基づく改善勧告を発出した。

1 改善勧告の対象者

対象者名：社会福祉法人桜愛会（所在地：裾野市公文名1番地の1）

2 特別指導監査の実施状況

対 象 施 設 等	さくら保育園（定員：本園 120 人、分園 33 人）
確 認 事 項	身体的虐待等を含む不適切な保育の有無
監 査 内 容	聴取調査 ○立入調査等：令和4年12月3日（土） ～令和5年2月2日（木）延べ12日間 ○聴取状況：前園長、主任保育士等対象職員（51人） 及び保護者 職 員：51人（延べ64人） 保護者：8人（一部電話聴取含む）
	書類調査 ・ 不適切保育に係る園の内部調査の記録 ・ 不適切保育に関する調査報告及び再発防止策 ・ 児童票、保育日誌、保健日誌 等
	保護者 アンケート調査 ・ 対象世帯数：137世帯 ・ 送 付 日：令和4年12月9日（金） ・ 回収締切り：令和4年12月19日（月） ・ 回 収 状 況：105通

3 条例及び規則に抵触する事実の概要

区分	該当する行為
身体的虐待 (条例第4条第1項、 規則第7条第1号)	ア 児童の頭をバインダーで叩く行為 イ 児童の足をつかみ宙づりにする行為 ウ 感染症への罹患が疑われる児童の体を他の児童に 触れさせる行為
心理的虐待 (条例第4条第1項、 規則第7条第4号)	ア 児童に対する威圧的な声かけ イ 児童をトイレに閉じ込める行為 ウ 児童の容姿を揶揄するような蔑称の使用
不適切な保育 (条例第4条第1項、 規則第44条)	ア 児童の写真を撮影し、児童を揶揄するような加工 を行った上、電磁的記録により職員間で共有する行 為 イ 必要もなく児童のズボンを下ろす行為 ウ 児童一人一人の食事のペースを考慮せず、時間内 に完食させようと無理やり食べさせる行為

4 改善勧告の内容

(1) 改善勧告事項

- ア 虐待等不適切な保育について原因の検証等
- イ 再発防止に向けた取組の実施
- ウ 保護者との信頼回復を図るための措置

(2) 改善報告提出期限

令和5年3月9日(木)

5 改善勧告後の対応

- ・提出される改善報告の妥当性を書面で確認するとともに、今後の指導監査を通じ、確実な実行を促す。
- ・改善を求めた事項について改善されない場合には、児童福祉法第46条第3項に基づく改善命令の発出を検討する。